隠岐の島駐在事務所からのお知らせ秋号

島根労働局公式キャラクター しじろー

厚生労働省 島根労働局　松江労働基準監督署　隠岐の島駐在事務所

1 最低賃金が改訂されました！～前年比７１円引き上げ～

令和７年１１月１７日より、島根県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイトを含む）の最低賃金が引き上げられます！

島 根 県 最 低 賃 金

1033 時間額 円

最低賃金特設サイト

【 最低賃金の確認方法 】

（１）時間給の場合

時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		1033円

（２）日給の場合

日　給	÷	１日の平均所定労働時間	＝	時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		1033円

（３）月給の場合

月　給	÷	１か月の平均所定労働時間	＝	時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		1033円

【 賃金引上げの各種支援策 】

「賃上げ」を支援する厚生労働省の助成金を「賃上げ」支援パッケージにまとめています。

賃上げに伴って行われる取り組みや賃上げの対象となる従業員の特徴などをもとに、目的に合った助成金をお探しください。

「賃上げ」支援助成金パッケージ

島根働き方改革推進支援センター

2 改正育児・介護休業法が令和7年１０月１日より全面施行！

男女労働者ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護離職防止のための仕事と介護の支援制度の強化等の措置を講ずるため、育児・介護休業法が改正され、令和７年１０月１日より全面施行されています。

詳しくは こちらから

3 健康診断実施後の事後措置をしていますか？

健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置についての意見聴取をすることが必要です。また事業者は、医師等の意見を踏まえて就業上の措置を講じ、労働者の健康保持を図らなければなりません。

健康診断結果

異常なし ／ 要医療等 ／ 要再検査、精密検査

医師等からの意見聴取

通常勤務	就業制限	要休業
通常の勤務でよいもの	勤務に制限を加える必要のあるもの	通常の勤務でよいもの
－	勤務による負荷を軽減するため、●労働時間の短縮 ●時間外労働の制限 ●作業の転換 ●就業場所の変更 ●深夜業の回数の減少 等の措置を講じる	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる

就業上の措置

よくあるご質問

「医師等の意見」とは、「用精密検査」や「要観察」などの判定のことですか？あるいは「禁酒・禁煙」などのコメントのことですか？

ここで言う「医師等の意見」とは、就業の可否や、労働時間の短縮等の措置についての意見のことです（左表参照）。「要精密検査」や「要観察」は健康診断結果の判定であり、「禁酒・禁煙」などのコメントは、日常生活面での指導です。これとは別に、就業上の措置についての意見を聴く必要があります。

就業上の措置が不要とされた労働者については、特に記録をしていませんが、不十分ですか？

就業上の措置が不要とされた労働者については、「通常勤務」として意見を聴取し、記録を残す必要があります。これらの記録がないと、医師等から意見を聴取したことが明らかになりません。

医師の意見	要観察
健康診断を実施した医師の氏名	島根 太郎
医師の意見	通常勤務
意見を述べた医師の氏名	隠岐 一郎

健康診断を行った病院などに意見を聞くのですか？

労働者５０人以上の事業場は、産業医に意見を聴くことが適当です。労働者数が５０人未満の事業場は、地域産業保健総合支援センターを活用することが適当です。地域産業保健総合支援センターは、無料で利用できます。

労働者本人を医師のところに行かせて意見を聞くのですか？

医師等からの意見聴取は、衛生管理者等、事業場の衛生担当者が行うのが一般的です。衛生担当者が医師に対し、健康診断結果や作業内容等の情報提供をした上で、意見を聴取します。なお、医師等が特に必要と判断した場合には、労働者本人が医師等と面接する機会を設けるべきです。

島根県最低賃金 令和７年11月17日から １０３３円 詳しくは こちら➤➤➤

確かめよう労働条件 詳しくはこちら ➤➤➤

労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

過去のお知らせは こちら ➤➤➤